

**国際緊急援助隊感染症対策チーム
隊員募集要項
(登録のご案内)**

**独立行政法人国際協力機構
国際緊急援助隊事務局**



2018年9月版

1. 独立行政法人国際協力機構(JICA)について

独立行政法人国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)は、日本の政府開発援助(ODA)を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています。「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発」というビジョンを掲げ、多様な援助手法のうち最適な手法を使い、地域別・国別アプローチと課題別アプローチを組み合わせ、開発途上国が抱える課題解決を支援していきます。

JICAの事業は、①技術協力(専門家の派遣、研修員の受入、機材の供与、技術協力プロジェクトの実施、開発調査の実施など)、②ボランティア派遣(青年海外協力隊の派遣、シニア海外ボランティアの派遣など)、③有償資金協力、④無償資金協力、⑤災害援助等協力など、広範囲にわたっています。

2. 国際緊急援助隊(JDR)について

わが国は、海外の地域、特に開発途上にある地域で発生した大規模な自然災害、及び紛争に起因しない人為的災害に対し、被災国または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助活動を行っています。日本の緊急援助には、国際緊急援助隊(JDR: Japan Disaster Relief Team)の派遣、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力の3つの形態が存在します。

国際緊急援助隊は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年公布・施行)」に基づき派遣されます。国際緊急援助隊は、災害による被災者の捜索・救助活動を行なう救助チーム、被災地での医療・防疫活動を行なう災害医療を専門とした医療チーム、感染症の流行による被害を最小限に抑えるための感染症対策チーム、災害応急対策・災害復旧のための助言等を行なう専門家チーム、自衛隊部隊から構成されており、JICAには各チームの派遣に関する実務を行なうための国際緊急援助隊事務局(以下「事務局」という)が置かれています。

3. 国際緊急援助隊感染症対策チームについて

国際緊急援助隊感染症対策チーム(以下「感染症対策チーム」という)は、海外において発生した感染症の流行に対して、迅速かつ効果的な支援を行うために組織されたチームです。従来、国際緊急援助隊は災害医療を専門とした医療チームとして、主に自然災害などによる被害に対して支援を行ってきましたが、2014年から2015年にかけて西アフリカで流行したエボラ出血熱への支援を通じて、感染症に対しても自己完結型の「チーム」として支援できる体制を整えるため、2015年10月に感染症対策チームが設立されました。

感染症対策チームは、感染症に関する幅広いニーズに対応するため、様々な専門分野の知識・経験を有する隊員から構成されます。本チームに参加する意思を有し、本要項に記載された条件を満たす専門家を隊員として「感染症対策チーム登録母体」に登録します。いざ海外で感染症の流行が発生した場合には、その国や地域のニーズを満たせるチームを構成し、感染症による被害を最小限に抑えるための支援を行うことを目的としてチームが派遣されます。

4. 感染症対策チームの運営・支援体制について

感染症対策チームの運営・管理は事務局が行っています。また、チームの運営に関して専門的観点から支援を行うための「支援委員会」が設置され、同委員会のもと、各専門分野で実務的な検討を行うための「作業部会」が置かれています。

作業部会は感染症に関する専門性に応じて、①疫学班、②検査診断班、③診療・感染制御班、④公衆衛生対応班、⑤ロジスティック班の5つの班から構成されています。

5. 感染症対策チームの登録分野について

感染症対策チームに登録いただくにあたり、作業部会の班に応じた以下の専門分野に所属していただきます。それぞれの専門分野が主に所掌する範囲は以下の通りです。複数の分野に登録いただくことも可能です。

- (1) 疫学(Epidemiology)
情報収集、初動調査(病原体同定等)、サーベイランス(患者調査、接触者調査等も含む)、情報・検査データ管理、等
- (2) 検査診断(Laboratory Diagnosis)
臨床検査、診断 等
- (3) 診療・感染制御(Clinical Management and Infection Prevention and Control)
診療、診療に伴う医療施設内の感染管理、医療施設内のスタッフに対する指導・教育 等
- (4) 公衆衛生対応(Public Health Response)
公衆衛生、地域的感染管理・予防、(医療施設の範囲を超える)衛生教育、遺体の取り扱い、非医療分野での支援(住民啓発、社会学・人類学的アプローチ等) 等
- (5) ロジスティック(Logistics)
ロジ全般、自己感染予防支援、衣食住整備、安全確保、Medevac、食品衛生 等

6. 感染症対策チームへの登録資格について

(1) 共通事項

感染症対策チームの登録に際して求められる資格(各分野共通事項)は次のとおりです。

- ① 20歳以上65歳未満で心身ともに健全であること。
- ② 所属を希望する分野に関連する実務経験3年以上(研修医期間を含む)を有し、救援業務に従事するにふさわしい専門技術を有していること。(医師については医師免許、看護師については看護師免許あるいは准看護師免許、薬剤師については薬剤師免許、獣医師については獣医師免許を取得している方。なお、右資格を有しない方でも、希望する分野の条件を満たせば登録いただけます。その際の登録職種は「医療調整員」となります。)
- ③ 被災国において緊急援助活動を行なうチームの一員としての適応能力を有していること。
- ④ 現場で交渉できる十分な語学力(英検2級程度・TOEIC540点程度を有することが望ましい。他言語も同程度の基準)をお持ちの方。(注1)

- ⑤ 所属先からの推薦状(登録手続き時に JICA よりサンプルを示します)を得られ、登録手続き時に JICA と「国際緊急援助嘱託の委嘱等に関する覚書」を取交わすことができること。(但し、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」で規定された関係行政機関の国家公務員は除く。)
- ⑥ 国籍は問いません。ただし、派遣の際は日本から被災国へ派遣されるため、日本国内に在住している方に限ります。
- ⑦ 派遣や研修等に参加する際に、所属先からの了解を得られること。

(注 1) 英検・TOEIC 以外の点数でも可。英語に加え、他の言語力を有する場合は登録時にその旨申請してください。

(注 2) 覚書等の公印は学長・院長等の所属先代表者印を原則とします。なお、公印を取得するにあたり、事務局では所属先に対し特別な便宜を図ることはできません。

(2) 分野別の条件

登録に際し、分野ごとに求められる専門的な条件は以下の通りです。

- ① 疫学
 - 1) 疫学関連の調査の実務経験 3 年以上
 - 2) 実地疫学専門家養成コース (FETP-J) 等の受講経験がある方を歓迎
- ② 検査診断
 - 1) 医療機関や研究機関における検査の実務経験 3 年以上 もしくは
 - 2) ウイルス、細菌等の病原体の取り扱い経験 3 年以上
- ③ 公衆衛生対応
 - 1) 国際的な実務経験があることが望ましい
 - 2) 公衆衛生 (FETP-J、熱帯医学、IDES¹等) に関する研修の受講経験がある方を歓迎
- ④ 診療・感染制御
 - 共通事項に記載の条件のみ
- ⑤ ロジスティック
 - 共通事項に記載の条件のみ

7. 既に医療チームにご登録いただいている方へ

医療チームに登録いただいている方で、感染症対策チームにもご協力いただける方を歓迎します。なお、感染症対策チームに登録する際は、医療チームとは別に登録手続きをしていただく必要がありますので、本要項に記載の手続きを行ってください。

8. 感染症対策チームへの登録手続きについて

- (1) 本募集要項を確認の上、登録を希望される方は本要項に記載の連絡先に必要事項を記入の上メ

¹ 厚生労働省感染症危機管理専門家養成プログラム

ールをお送りください。

- (2) 事務局より関連データを送付しますので、記入いただきメールで返送してください。
- (3) (2)の内容に基づき、事務局にて審査を行いません。審査の結果、登録適格者と判断された方には、事務局より結果を通知します。また、不適格と判断された場合には、その旨を通知します。
- (4) 審査に合格された方は、覚書等の登録に必要な書類を事務局より送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。ただし、当事務局から結果を通知した時点から、6ヶ月が経過しても登録に必要な種類の提出がない場合には、書類審査の結果を抹消させていただきます。
- (5) 事務局にて、提出書類を確認します。全ての書類の提出が確認された時点で、該当者を感染症対策チームの派遣隊員候補者として登録し、『登録完了通知』を送付します。
- (6) なお、登録に関する手続きは、複数の登録希望者分を一括して手続きする場合がありますので、各案内の送付までにしばらく時間をいただく場合があります。予めご了承ください。

9. 登録の変更・更新・抹消について

(1) 登録の変更について

登録内容に変更のある際は、速やかに事務局までご連絡ください。

(2) 登録の更新について

登録後、事務局より 2～3 年に一回程度、登録更新の意思確認を行います。更新を希望される方は継続して登録していただき、更新を希望しない方は、登録抹消の手続きを行います。

(3) 登録の抹消について

登録後、本人の意思により登録を抹消したい場合は、事務局までお申し出ください。

(4) 抹消後の再登録について

抹消後に再登録を希望する場合は、新規登録と同じ手続きが必要となります。なお、同じ所属先で登録する場合、再提出が不要となる書類がある場合もありますので、事務局に確認をお願いします。

10. 研修について

隊員の能力強化を目的として、主に以下の研修を実施します。なお、研修の詳細な日程、内容は登録された方に別途ご案内します。

(1) 導入研修

国際緊急援助に関する基礎を学ぶための研修です(登録者全員が受講)。

(2) 機能別研修

感染症対策チームの各機能に応じた専門性を強化するための機能別の研修です。

(3) 全体研修

感染症対策チーム全般に係る横断的事項について学ぶための研修です。

(4) 派遣前研修

感染症対策チームが派遣される際に、派遣者を対象として、感染症ごとの特性について学ぶために実施される研修です。

11. 派遣について

- (1) 被災国政府の要請に応じ、感染症対策チームの派遣が決定された場合、事務局は、支援委員会と協議の上、被災国のニーズにあったチームの専門性、構成を検討します。
- (2) 決定されたチームの構成に応じ、事務局は登録者に対してメールにて派遣の募集を通知します。この通知を受けて登録者の方にはご自身で所属先の承認を得た上で、参加の申し出をしていただきます。事務局はこの応募者の中から派遣する隊員を選抜します。なお、ニーズに応じて派遣形態が決定されるため、必ずしも全分野の隊員が派遣されるわけではなく、また、派遣期間も活動形態により異なります。
- (3) チームの派遣に必要な手続き(国際線手配、宿舎の確保等)は事務局が行ないます。
- (4) 派遣に必要な旅券は原則として個人の一般旅券です。ただし、国家公務員の方で公用旅券での渡航が必要となる方は、所属省庁を通じて外務省へ旅券の申請をすることになります。
- (5) 派遣に際して事前に JICA と所属先の間で「国際緊急援助嘱託等に関する覚書」の締結が必要となります。覚書の締結後に、所属先を変更された場合にはあらためて覚書の締結の必要となりますので事務局に速やかにご連絡ください。
- (6) 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」で規定された関係行政機関の国家公務員の方は、「国際緊急援助嘱託等に関する覚書」の締結は必要ありません。

12. 手当・補償等について

- (1) 派遣に必要な経費(航空賃、日当、宿泊料など)に関しては、JICA の規程に基づき支給します。
また、海外旅行傷害保険および、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」で規定された関係行政機関の国家公務員及び地方公務員を除く方々の労災保険には JICA が加入します。
- (2) 国家公務員以外の方で所属先のある方には、「所属先補てん等に関する覚書」に基づき、所属先からの申請に対して、派遣中の人件費補てんを行なうことが出来ますが、有給休暇を利用して派遣された場合は対象外となります。また、自営および所属先のない方には国内俸を支給します。人件費の補てんおよび国内俸ともに、支給金額は JICA の規程に基づきます。
- (3) 登録後、希望者は黄熱、破傷風、狂犬病、A 型肝炎、B 型肝炎の予防接種について当機構の経費補助による接種が可能です。その他、派遣先に応じ必要なワクチン等がある場合は追加接種を推奨することがあります。手続きについては別途登録者にご案内します。

13. 登録を希望される方は

本要項をお読みの上、登録を希望される方は下記項目を記載の上メールにてご連絡ください。

件名 : 感染症対策チーム登録希望

記入項目: 氏名、年齢、所属、住所、電話番号、登録条件に関する経験年数、登録希望分野、

語学力(該当する点数がある場合)、連続した2年以上海外経験の有無

連絡先: JICA 国際緊急援助隊事務局 jicadr-kensyu@jica.go.jp

以上